

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2018年2月の相談状況
「人がいないからキツイのではない！ 職場環境の改善に貪欲であるべき！」

1. 2018年2月相談概況

年 月	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2018年 2月	56人	78件	1.39件
2018年 1月	56人	92件	1.64件
2017年 2月	64人	108件	1.69件

- (1) 相談者の状況 資料-1 「2018年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
資料-2 「2018年2月 相談件数 (雇用形態別)」
資料-3 「2017年1月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」
資料-4 「2018年2月 相談件数 (業種別)」

【雇用形態別 相談者数・相談件数・1人当たり相談件数】

	男	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人数	25	14	5	1	3	0	0	0	0	2
件数	35	22	5	2	4	0	0	0	0	2
計	1.40	1.57	1.00	2.00	1.33	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

	女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人数	31	9	4	13	1	2	0	2	0	0
件数	43	14	5	16	1	3	0	4	0	0
計	1.39	1.56	1.25	1.23	1.00	1.50	0.00	2.00	0.00	0.00

	男女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人数	56	23	9	14	4	2	0	2	0	2
件数	78	36	10	18	5	3	0	4	0	2
計	1.39	1.57	1.11	1.29	1.25	1.50	0.00	2.00	0.00	1.00

- ① 2月の相談者は正社員（「社員」と同意、以下同じ）23人に対して期限付き雇用契約社員（「契約、パート、臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣」の総称、以下同じ）は33人です。2017年4月以来、相談者の正社員比率が久しぶり

に期限付き雇用契約社員を下回りました（2017年4月 正社員25人 期限付き雇用契約社員26人）。

相談者の男女別では男性25人に対して女性は31人です。相談者の内訳は、男性相談者は約半数が正社員、女性相談者では正社員比率が3割弱と期限付き雇用契約社員からの相談が多くなっています。

相談件数は男性35件（1.40件/1人）、女性43件（1.39件/1人）、全体では78件（1.39件/1人）となっています。女性パートタイマーの相談者数・相談件数が多いのが目立ちます（13人・16件）。

- ② 業種別相談状況では「卸・小売・飲食店」（16人・22件）、「医療・福祉・医薬品業」（11人・16件）及び「ビル管理・警備業」（9人・12件）から多くの相談が寄せられています。人数・件数ともに全体の6割強を占めています。状況については、以下の表のとおりです。

【業種別・雇用形態別 相談者数/業種別相談件数】

	人数計	社員	契約	パート	アルバイト	嘱託	季節	派遣	その他	相談件数	1人/件数
A 農林漁業・協同組合	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1.00
B 食品加工业	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
C 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
D 建設・設計・重機業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
E 製造業	3	2	1	0	0	0	0	0	0	3	1.00
F エネルギー・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
G 通信・報道・IT業	2	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1.50
H 交通業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.00
I 陸運・倉庫業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1.00
J 卸・小売業・飲食店	16	5	3	6	2	0	0	0	0	22	1.38
K 商品斡旋・リース業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
L 金融・保険・不動産業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4	2.00
M 医療・福祉・医薬品業	11	8	0	3	0	0	0	0	0	16	1.45
N ビル管理・警備業	9	2	4	2	0	0	0	0	1	12	1.33
O 労働者派遣業	2	0	0	0	0	0	0	2	0	4	2.00
P 教育・学校業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
Q 会計・行政・法律事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
R その他サービス業	5	2	0	1	2	0	0	0	0	7	1.40
S 公務・公共サービス	2	0	0	0	0	2	0	0	0	3	1.50
T 分類不能・その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1.00
合計	56	23	9	14	4	2	0	2	2	78	1.39

「卸・小売・飲食店」から寄せられる相談は全ての相談項目に分布し、就業規則・

雇用契約、賃金関係に相談が集中しています。また、苛め・パワハラ等の職場の人間関係による被害相談も深刻な内容が寄せられています。

「医療・福祉・医薬品業」の業種では介護職場からの相談が多く労働時間（長時間労働・休日・休憩・有給休暇）や賃金未払・労災等に相談が集中しています。

「ビル管理・警備業」で退職関係・解雇雇い止めの事案に賃金未払等の相談が関連する複合型の状況が散見されます。

2月の「その他サービス」の業種には印刷関連業種に加えマッサージ業務が含まれ、相談内容も労働契約と労働時間に関する内容に特化しており長時間労働への対応・アドバイスを求める内容が目立ちます。

- (2) 相談項目について 資料-2 「2018年2月 相談件数 (雇用形態別)」
資料-4 「2018年2月 相談件数 (業種別)」
資料-5 「2018年・月別集計 相談件数 (相談項目別)」

寄せられた相談項目は次のとおりです。

「賃金関係」	14件 (月例賃金未払4件 不払残業・割増未払4件 一時金1件 その他3件 賃下げ2件)
「労働契約関係」	14件 (就業規則・雇用契約10件 その他契約3件 配転・出向・転籍1件)
「労働時間関係」	13件 (年次有給休暇7件 休日・休暇2件 その他労働時間4件)
「雇用関係」	9件 (解雇・退職強要・契約打切8件 解雇予告手当1件)
「退職関係」	6件 (退職金・退職手続3件 その他退職3件)
「差別等」	6件 (嫌がらせ・パワハラ5件 セクハラ1件)
「労働安全衛生」	6件 (労働災害6件)
「保険・税」	4件 (雇用絵保険・労災1件 健保・年金1件 その他保険・税2件)
「その他」	4件 (経営問題・労務管理1件 上記以外の相談2件 職業紹介求人1件)
「労働組合関係」	2件 (運営1件 その他1件)
相談件数合計	78件

全ての項目に相談が寄せられました。「賃金関係」、「労働契約関係」及び「労働時間関係」の相談が多く5割強に達しています。年次有給休暇及び就業規則・雇用契約内容の不利益変更から派生する賃金の不払いが目立ちます。

人手不足・求人難といいながらも解雇・雇止めの内容も目立ち嫌がらせ・パワハラによる労働者の精神的被害と併せての相談が目立ちます。

(3) 相談内容の違法状況について

- 資料-6 2018年2月 違法件数 (相談項目・雇用形態別)
資料-7 2018年 月別集計 違法件数 (相談項目別)
資料-8 2018年2月 違法件数 (業種別)

56人から寄せられた78件の相談中、違法と判断される項目は35件となって

います。違法率は44.9%です。

【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	9件	64.2%	14件
雇用関係	8件	88.8%	9件
労働契約関係	8件	57.1%	14件
労働時間関係	5件	38.4%	13件
安全衛生	3件	50.0%	6件
差別等	2件	33.3%	6件
退職関係	0件	00.0%	6件
保険・税関係	0件	00.0%	4件
その他（経営問題・労務管理）	0件	00.0%	4件
労働組合関係	0件	00.0%	2件
総 数	35件	44.9%	78件

雇用形態別では「正社員」、「パートタイマー」及び「臨時・アルバイト」契約の労働者から相談に違反内容が多く見られました。

「賃金関係」、「労働契約関係」、「労働時間関係」及び「雇用関係」の複合型相談に多くの違反事例が見られます。パート・アルバイトへの違反には、有給休暇は存在しないと言い張る、退勤間際に残業を義務として命じる及び成果の出ない残業時間は認めないとする賃金不払い等、事業主が当たり前の様子で違反を行使する例が見られます。

2. 2018年2月の雇用情勢

2月28日付で公表された2018年1月の札幌圏有効求人倍率は1.08倍に達し2010年3月以降95カ月連続で前年同月を上回る好況となっています。

福祉分野・宿泊飲食サービスの求人では正社員比率が高く、卸・小売・ビル管理等その他サービス業では期限付き雇用契約による求人が多くなっています。労働環境の厳しい分野では正社員求人、労働集約型業種の求人では期限付き雇用契約による求人という構図がこの間続いています。従って労働者の非正規化は依然進んでいます。

2月の労働相談では相談者・相談件数は比較的低数値であったものの、期限付き雇用契約労働者からの相談が正社員からの相談を上回りました。昨年4月以来の事態です。

これは有効求人倍率の好況が必ずしも労働環境の改善とリンクしているものではないことを証明しています。求人に占める期限付き雇用契約労働者の比率は依然高く労働者総体の賃金・労働条件は停滞気味であるのが実態です。

労働相談では就業規則・雇用契約内容の一方的不利益変更により、賃金・労働条件の切り下げが強行された事例、雇用契約に回数・年数制限が挿入され退職を余儀なくされたとの内容がパートタイマー、アルバイトに多く見られます。またパートタイマー・アルバイトからの相談に定番となっている「有給休暇」の取得妨害も改善されておらず、休憩・休

日の取得についても人手不足を理由に困難であるとの相談も見られます。

正社員では男女を問わず「賃金不払い」、「解雇・退職強要」及び「苛め・パワハラ」による被害が一連の出来事として発生し、医療的措置を必要とする労働者も現れています。慢性的人手不足の職場の正社員には多くの契約外業務の担当を強要され退職の申し出すらできない状況もあります。

慢性的人手不足の背景には必ず、劣悪な労働環境が存在しています。賃金改善を含む労働環境の見直しが急務です。就業規則すら見せない職場に就職しようとする若者はいません。行政、諸団体、労働者及び地域生活者等からの助言を積極的に受け入れ労働環境改善に着手することが必要です。

以 上